

居宅介護支援
契約書

居宅介護支援 契約書

様(以下、「利用者」とします。)と社会福祉法人石川福祉会(以下、「事業者」とします。)は、利用者に対して事業者が提供する居宅介護支援について、次の通り契約(以下、「本契約」とします。)を締結します。

(契約の目的及び内容)

- 第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

(契約期間)

- 第2条 この契約期間は、契約締結日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記有効期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書等による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用者から事業者に対して、文書等による契約満了の意思表示された場合は、事業者は他の事業者を紹介するなど必要な措置を取ります。

(介護支援専門員)

- 第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者とその身分を証する書類を提示します。

(身分証携行義務)

- 第4条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(居宅サービス計画立案の支援)

- 第5条 介護支援専門員は、サービス計画(原案)の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。
- 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題の把握に努めること。
 - 二 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - 三 利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。
 - 四 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
 - 五 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。

- 六 上記原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、サービス種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けること。
- 七 利用者及びその家族が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
- 八 その他、利用者及びその家族の希望をできる限り尊重しながら、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行うこと。

(居宅サービス計画作成後の支援)

- 第6条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。
- 一 利用者及びその家族と継続的に連絡を取り、利用の実情を常に把握するように努めます。
 - 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
 - 三 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援、関連事業者に連絡するなどの必要な援助を行います。

(居宅サービス計画の変更)

- 第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

- 第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、広島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第9条 事業者は、利用者が要介護認定(以下「要介護認定等」という。)更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。詳細に関しては、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

- 第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了後一定期間保管します。保管期間に関しては、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
 - 3 利用者は、当該利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を希望により受けることができます。
 - 4 第14条～17条の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(施設入所への支援)

第 11 条 事業者は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

(利用者の権利)

第 12 条 利用者は、事業者によるサービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報十分保護されます。

2 事業者は、利用者の意思の尊重の一環として、利用者の家族歴、生活歴、病歴、職歴等に関する情報を、利用者の同意を得た上で聴取します。利用者は事業者に対して、自立した日常生活が可能になるよう求める権利を有します。

(料金)

第 13 条 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用者の料金に関しては、別紙「重要事項説明書」及び「別紙① 利用料等の受領に関して」のとおりです。

(利用者による中途解約)

第 14 条 利用者は、本契約の有効期間中であっても、本契約の終了を希望する日の 7 日前(以下、「予告期間」とします。)までに、事業者へ書面等にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。

(利用者による契約解除)

第 15 条 利用者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、前条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者が、利用者又はその家族に対し、不法行為を行った場合。
- 二 事業者が、第 19 条の守秘義務違反をした場合。
- 三 事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合。
- 四 事業者が、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立等を受けた場合。
- 五 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。

(事業者による中途解約)

第 16 条 事業者は、以下の事由に該当する場合には、利用者又はその家族等に対し、30 日前(以下、「予告期間」とします。)までに解約の理由等を記した書面をもって通知し、本契約を解約することができます。

- 一 サービスの提供を維持することが困難と判断すべき経営上又は事業所運営上やむを得ない事情が発生した場合。
- 二 事業者は、本契約を解除する場合においては、利用者の心身の状況及び希望等に応じて、他の事業者等を紹介するよう求めるものとします。

(事業者による契約解除)

第 17 条 事業者は、利用者が以下の事由に該当する場合には、直ちに本契約を解除することができます。

- 一 利用者又はその家族等が、事業者又は担当者の生命、身体、財産若しくは信用を傷つけ、又はその可能性がある等、本契約を継続し難い事情が認められる場合。
- 二 利用者又はその家族等が、事業者との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続することができないと判断できる場合。

- 三 利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 四 利用者又はその家族等が、故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

(契約の終了)

第18条 本契約は、以下のいずれかの事由に該当する場合に終了します。

- 一 第2条第3項に定める本契約を終了する申し出があり、契約の有効期間が満了した場合。
 - 二 第14条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
 - 三 第15条に定める利用者からの契約解除の意思表示がなされた場合。
 - 四 第16条に定める事業者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
 - 五 第17条に定める事業者からの契約解除の意思表示がなされた場合。
- 2 以下の事由に該当する場合、本契約は自動的に終了します。
- 一 利用者が介護保険施設等に入所した場合。
 - 二 利用者の要介護認定区分が、非該当または要支援と認定された場合。
 - 三 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合。
 - 四 利用者が死亡した場合。

(守秘義務及び秘密保持)

第19条 事業者の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
- 4 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(善管注意義務等)

第20条 事業者及び担当者は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行します。

(天災等不可抗力)

第21条 本契約の期間中、地震、噴火、その他天災等、事業者の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとします。

(事業者の損害賠償義務)

第22条 事業者は、利用者に対するサービス提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により、利用者又はその家族等の生命、身体、財産、又は名誉に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

また、事業者は、損害賠償義務の履行を確保するために、賠償責任保険に加入します。

- 2 事業者は、以下の事由に該当する場合その他事業者の責に帰すべからざる事由により生じた損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。
 - 一 利用者又はその家族が、サービスの提供のために必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
 - 二 利用者の身体の素因等による急激な体調の変化、その他事業者が提供したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
 - 三 安全及び適正なサービス提供を確保するため、事業者又は担当者が行った指示又は依頼に反した、利用者又はその家族の行為に起因して損害が発生した場合。

(利用者の損害賠償義務)

第 23 条 利用者又は家族等は、利用者又はその家族等の故意又は過失により、当該事業所の設備又は備品について、通常の保守及び管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。

- 2 利用者又はその家族等は、利用者又はその家族等の責に帰すべき事由により、事業者又はその担当者等の生命、身体、財産又は信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

(相談・苦情解決等)

第 24 条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている窓口に、相談や苦情を申し立てることができます。

(法令順守)

第 25 条 事業者は、利用者より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

(代理人)

第 26 条 利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

(協議事項)

第 27 条 本契約に定めのない事項については、各種関係法令の趣旨を尊重して、利用者、その家族及び事業者は、誠意をもって協議の上、その解決に努めるものとします。

(合意管轄)

第 28 条 利用者及びその家族等と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合には、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

本契約を証するため、本書は 2通を作成し、利用者による署名及び事業者による記名押印の上、各 1通を保管するものとします。

契約締結日及び交付日 令和 年 月 日

<利用者> 住 所

氏 名

<代理人> 住 所

(法定・任意) 氏 名

(利用者との続柄)

<署名代行人> 住 所

氏 名

(利用者との続柄)

<家族> 住 所

氏 名

(利用者との続柄)

<立会人> 住 所

氏 名

(利用者との続柄)

<事業者> 住 所 東広島市西条町寺家5976

事業者名 社会福祉法人 石川福祉会

代表者 理事長 伊東 富美子 印